

【資料2】

令和2年度 札幌市食品衛生監視指導計画(案)

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課
長野

令和2年度 札幌市食品衛生監視指導計画の構成

- I** 札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画
- II** 監視指導計画の実施体制
- III** 重点実施事項
- IV** **取組 1** 監視指導の実施
- V** **取組 2** 事業者の自主的取組の推進
- VI** **取組 3** 市民、事業者への情報提供と意見交換
- VII** **取組 4** 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上

令和2年度計画の概要

取組 1 監視指導の実施

取組 2 事業者の自主的取組の推進

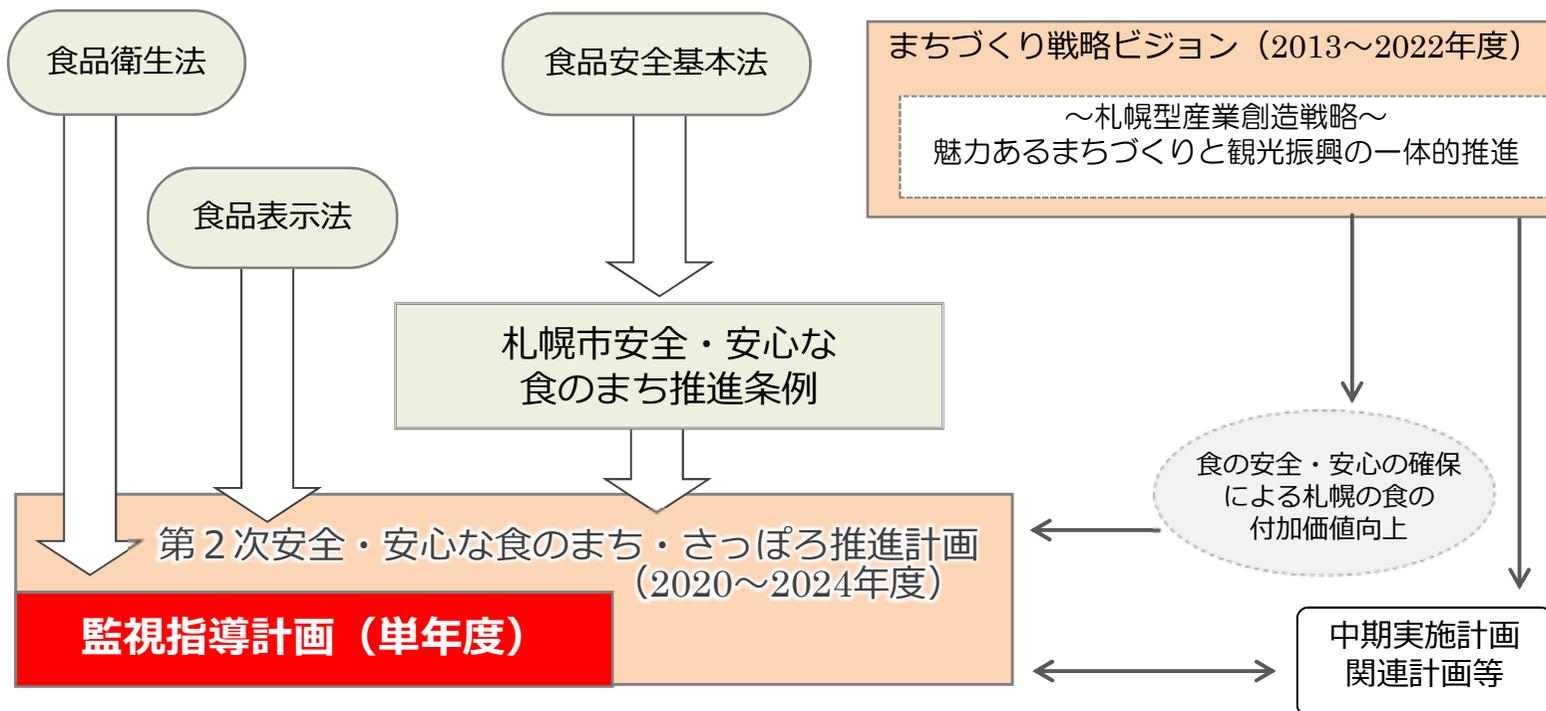
取組 3 市民、事業者への情報提供と意見交換

取組 4 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上

I

札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画

- 札幌市食品衛生監視指導計画は、食品衛生法に基づき策定
- 札幌市まちづくり戦略ビジョン、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画を踏まえ、食品衛生に関する具体的な取組を計画



I

札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画

食の安全・安心に関する課題

■ 食中毒事件の全国的な傾向

- カンピロバクター、ノロウイルス、アニサキスによる食中毒事件が多い
- 平成30年は、アニサキスによる食中毒事件が最多（全国で468件）

■ 食品衛生法の改正に沿った対応

平成30年6月に食品衛生法が改正

<主な改正>

- 国際的な衛生管理の手法であるHACCPに沿った衛生管理の制度化
- 食品の自主回収情報の報告制度の創設 など

II

監視指導計画の実施体制

実施期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間

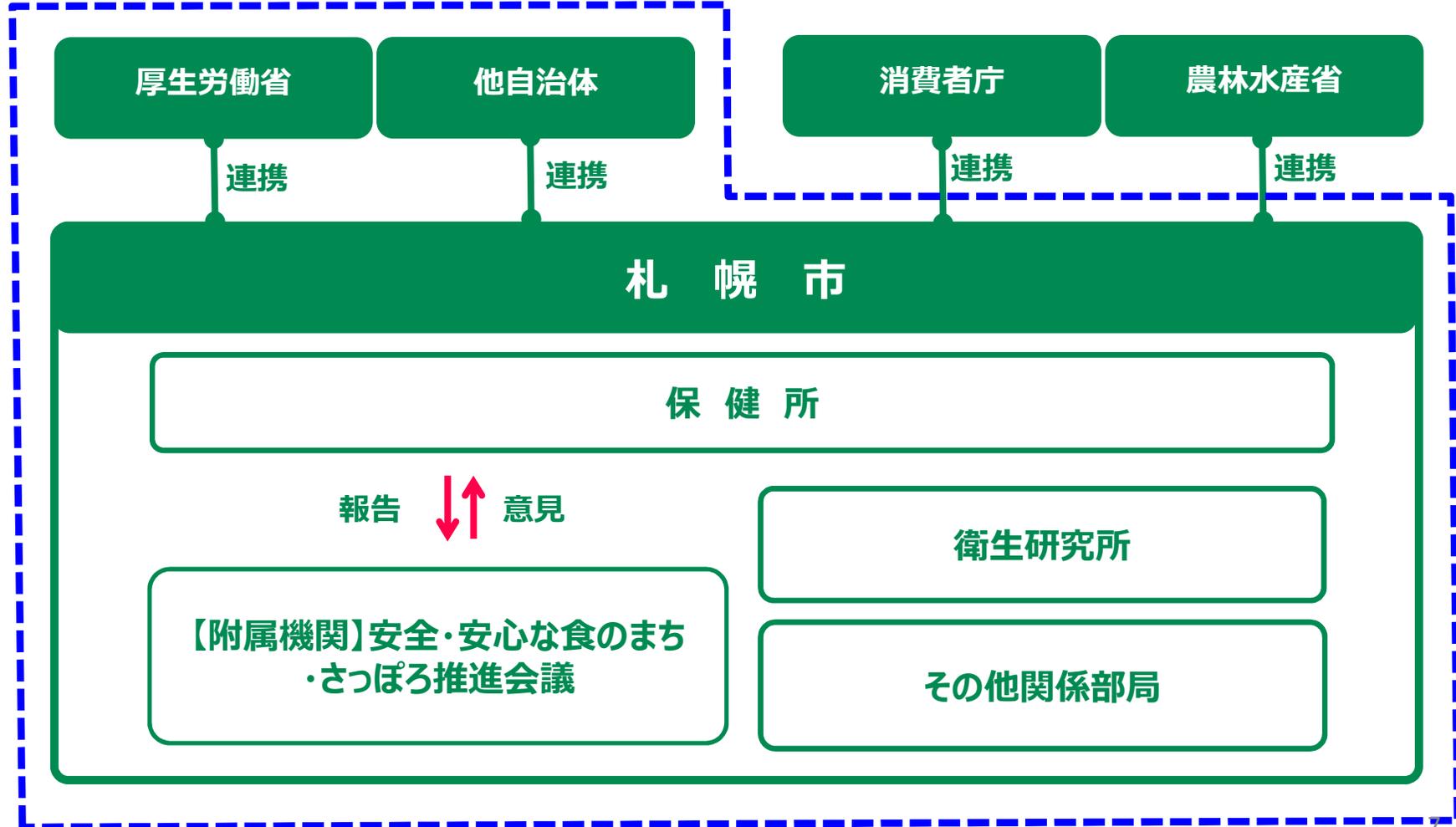
実施体制 監視指導：保健所食の安全推進課
保健所各衛生担当課（各区）

試験検査：保健所（市場検査施設）
衛生研究所

II

監視指導計画の実施体制及び関係機関との連携

広域連携協議会



III

重点実施事項

■ 食品衛生法改正に伴うHACCPに沿った衛生管理の制度化の推進

① 制度化の周知、事前準備の指導・助言

- あらゆる機会を捉えて周知（講習会の実施、施設への立入り、各種申請に関する相談時など）
- 業界団体が作成し厚生労働省が確認した手引書等を活用

② HACCP導入のための事業者支援

- 食品衛生責任者実務者講習会に、HACCP導入を支援する内容のもの設ける

III

重点実施事項

■ 食中毒対策の徹底

① カンピロバクター食中毒への対策

○ 焼肉、焼鳥店や食肉処理施設など **指導** 食肉の適切な取り扱いなど

○ 市民 **啓発** 食肉を食べる際は十分に加熱すること

<カンピロバクター食中毒発生件数>

	H27	H28	H29	H30	2019
札幌市	1	5	7	5	1
全国	318	339	320	319	—

III

重点実施事項

■ 食中毒対策の徹底

② ノロウイルス食中毒への対策

○ 大量調理施設や高齢者等の利用施設

指導 食品の衛生的な取り扱いや調理従事者の健康管理の徹底など

○ 居酒屋、ホテルなどの施設

指導 手洗いの徹底、食品の適切な取り扱いなど

<ノロウイルス食中毒発生件数>

	H27	H28	H29	H30	2019
札幌市	6	5	3	12	3
全国	481	354	214	256	—

III

重点実施事項

■ 食中毒対策の徹底

③ アニサキスによる食中毒対策

- 事業者 **指導** 生食用鮮魚介類等の取り扱いなど
集中取組期間：夏期一斉監視（7月）、年末一斉監視（12月）
- 事業者、市民 **啓発** 正しい予防方法等
・市民向けのイベント等も活用

<アニサキス食中毒発生件数>

	H27	H28	H29	H30	2019
札幌市	1	2	9	13	19
全国	127	124	230	468	—

III

重点実施事項

■ 食中毒対策の徹底

④ 野生鳥獣肉（ジビエ）による食中毒への対策

- 野生鳥獣肉を取り扱う施設の把握
- 事業者

指導 北海道が定めた「野獣肉の衛生指導要領」に基づいた取り扱いの徹底

<令和元年11月、札幌市で旋毛虫（トリヒナ）による食中毒の発生>



野生動物は、腸管出血性大腸菌やE型肝炎ウイルスなど食中毒の原因となるさまざまな細菌やウイルスを保有していることがあるほか、旋毛虫（トリヒナ）などの寄生虫が寄生していることがあり、取り扱いには注意が必要です。



重点実施事項

■ 食品表示法に基づく適正表示の徹底

○ 事業者

指導 新食品表示基準に基づく適正表示の徹底

分類	主な表示事項
品質事項	名称、原材料名、原料原産地、内容量、原産地名、遺伝子組み換えなど
衛生事項	名称、添加物、賞味・消費期限、保存方法、アレルギー、遺伝子組み換えなど
保健事項	「熱量」や「タンパク質」等の栄養成分表示、機能性表示食品



重点実施事項

■ 大規模イベントの開催に向けた監視指導の実施

① 東京2020オリンピック競技大会に向けた監視指導

○参加選手や大会関係者、来賓等の宿泊施設、大会に関連した食品を製造・調理する施設、観光客の利用が見込まれる施設等への計画的な監視指導の実施

② 市民や観光客を対象とした「食」に関連するイベントの監視指導

- イベントに関連する担当部局や関係団体と緊密に連携
- 計画段階から実行委員会等の主催者に対して事前指導を徹底
- 開催期間中には、施設の監視指導や必要に応じた抜き取り検査を実施

IV

取組 1 監視指導の実施

立入検査

区分		監視予定回数	監視対象施設	対象施設数
重点監視対象施設	A	年2回以上	前年度に食中毒を起こした施設のほか、過去の指導経緯、取扱食品、提供食数、流通範囲、自主管理状況等を考慮し、B区分の施設よりも、更に積極的な立入が必要と判断する施設（市場区分に該当する施設を除く）	1,114
	B (標準)	年1回以上	過去の指導経緯、取扱食品、提供食数、流通範囲、自主管理状況等を考慮し、毎年、立入が必要と判断する施設	1,455
	C	2年に1回以上	取扱食品、提供食数、流通範囲、自主管理状況等を考慮し、立入が必要と判断する施設	729
	市場	市場開市日ごと1回以上	札幌市中央卸売市場関連施設（魚介類せり売り営業施設、水産物卸売り施設等）	60
その他		実状に応じて	A～C及び市場区分に該当しない施設	34,707

令和元年（2019年）12月1日時点

IV

取組 1 監視指導の実施

収去検査実施計画

	検査検体予定数	検査内訳							
		微生物検査	理化学検査	検査内訳					放射性物質
				食品添加物等	残留農薬	動物用医薬品	遺伝子組換え食品	アレルギー物質	
国内食品	1,192	565	627	388	91	14	14	25	100
輸入食品	263	66	197	120	50	25	9	0	0
合計	1,455	631	824	508	141	39	23	25	100



取組 2 事業者の自主的取組の推進

HACCPに沿った衛生管理の推進

- 事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入の各種支援
- 「さっぽろHACCP」の適切かつ効果的な利用に向けた調整

事業者の自主的取組の支援

- さっぽろ食の安全・安心推進協定事業
- 食の安全・安心おもてなしの店推進事業
- 停電時の食品衛生安全管理マニュアルの活用の促進
- 優良施設等の表彰 など

VI

取組3 市民、事業者への情報提供と意見交換

■ 食の安全・安心市民交流事業



■ キッチンメールなどによる情報提供



■ 子ども食品Gメン体験事業



VII

取組 4 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上

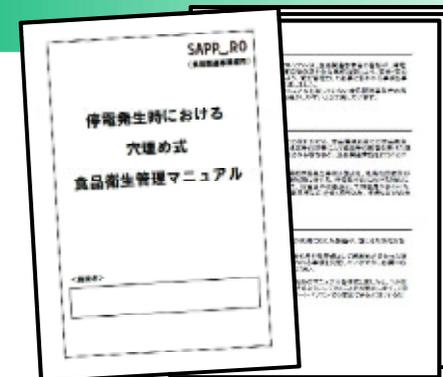
事業者等の育成と資質の向上

- 各種講習会
- 大規模な食中毒等の発生を想定したシミュレーション訓練



食品衛生監視員の育成と資質の向上

- 業務研修の実施、外部研修への参加
- 災害発生時等におけるマニュアルの整備
- 食品衛生に関する調査研究



監視指導計画策定までの流れ

■ パブリックコメントの実施

- ・ 意見募集期間：令和2年2月6日（木）～3月6日（金）※必着
- ・ 周知方法： 広報さっぽろ2月号に掲載
- ・ 意見提出方法：札幌市公式ホームページに掲載
保健所などの窓口で資料を配布
郵送、持参、FAX、電子メール

■ 計画の策定・公表

パブリックコメントで提出された意見を踏まえ、監視指導計画を策定し、令和2年3月末に公表予定

ご清聴
ありがとうございました

